

国立大学法人和歌山大学クロス・アポイントメント制度に関する規程

制 定 平成27年 7月 8日

法人和歌山大学規程第 1686号

最終改正 令和 5年 3月29日

(趣旨)

第1条 この規程は、国内外から優れた人材を確保し、もって和歌山大学（以下「本学」という。）における教員の多様性の確保及び教育、研究並びに産学連携活動の活性化を推進するため実施するクロス・アポイントメント制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「クロス・アポイントメント制度」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 国立大学法人和歌山大学教職員就業規則の適用を受ける者であつて、かつ、裁量労働制の適用を受ける教員（以下「教員」という。）が、本学の教員の身分を保有したまま本学以外の機関（以下「相手方機関」という。）の職員として雇用され、本学及び当該相手方機関の業務を行うこと（ただし、兼業によるものを除く。）。

(2) 相手方機関の職員の身分を保有する者が、当該相手方機関の身分を保有したまま本学の教員として雇用され、当該相手方機関及び本学の業務を行うこと。

2 この規程において「部局」とは、本学組織規則に定める学部等、基幹、機構及び附属機関をいう。

(申請及び承認)

第3条 本学の教員又は相手方機関の職員（以下「教員等」という。）に、クロス・アポイントメント制度の適用を希望する部局長等（以下「部局長等」という。）は、クロス・アポイントメント制度適用承認申請書（別紙様式）により、学長に申し出るものとする。

2 学長は、前項の申し出があつた場合には、国立大学法人和歌山大学教員組織運営委員会の議を経て、承認の可否を決定する。

3 本学採用予定者に対しクロス・アポイントメント制度を採用日から適用することを希望する場合には、採用予定日の1か月前までに、第1項の申し出を行わなければならない。

(承認の基準)

第4条 クロス・アポイントメント制度を適用するには、次の各号に掲げる条件を満たさなければならない。

(1) 本学の教育、研究及び産学連携活動の活性化に資するものであると認められること。

(2) 本学の利益に相反していないこと。

(3) 本学の教員としての倫理が保持されること。

(4) 本学の教員としての職務遂行に支障が生じないこと。

(5) 相手方機関が営利企業である場合にあっては、本学と相手方機関との間に利害関係がないこと。

(6) その他、国立大学法人和歌山大学教職員の兼業に関する規程及び国立大学法人和歌山大学利益相反マネジメント規程に照らして、本学の職務の公正性、中立性及び信用性の確保に支障が生じないこと。

2 クロス・アポイントメント制度の適用が承認された後も、部局長等は、前項に規定する条件が満たされていることを、定期的に検証しなければならない。

クロス・アポイントメント制度に関する規程

(協定の締結)

第5条 学長は、クロス・アポイントメント制度を適用する場合には、相手先機関の長との間で、次の各号に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

- (1) クロス・アポイントメント制度を適用する教員等の氏名、職名及び業務内容
- (2) クロス・アポイントメント制度の適用期間
- (3) クロス・アポイントメント制度を適用する教員等の勤務時間、給与等の取扱い
- (4) その他クロス・アポイントメント制度の実施に関し必要な事項

2 本学及び相手先機関の双方又はいずれか一方から、前項の規定により締結した協定の内容を業務の都合等により変更したい旨の申し出があったときは、相手先機関と協議の上、適用教員等の同意を得てこれを変更できるものとする。

(適用期間)

第6条 クロス・アポイントメント制度を適用する期間については、1か月以上1年以内の期間を原則とし、前条の規定により締結する協定により決定する。ただし、期間を定めた労働契約を締結している教員に適用する場合にあっては、当該労働契約期間を超えることができない。

2 前項に定める適用期間は、相手先機関と協議の上、適用教員等の同意を得てこれを更新することができる。

(勤務時間等及び給与の取扱い)

第7条 クロス・アポイントメント制度を適用する教員等の勤務時間、休日及び休暇等の取扱いについては、国立大学法人和歌山大学教職員勤務時間及び休暇等規程の規定にかかわらず、本学と相手方機関との協議により決定する。

2 クロス・アポイントメント制度を適用する教員等の給与の取扱いについては、国立大学法人和歌山大学教職員給与規程及び同年俸制給与規程の規定にかかわらず、本学と相手方機関との協議により決定する。

3 前2項に定めるもののほか、クロス・アポイントメント制度を適用する教員等の勤務に関し必要な事項は、本学と相手方機関との協議により決定する。

(就業上の取扱い)

第8条 クロス・アポイントメント制度の適用教員は、所属部局における教育、研究及び管理運営等に関し、当該部局における他の教員と同等の権限を有するとともに、同等の業務が課されるものとする。ただし、所属部局の長が認める場合は、権限の一部を制限し、又は業務の一部を軽減することができる。

(この規程等により難しい場合の措置)

第9条 特別の事情によりこの規程によることができない場合又はこの規程によることが著しく不相当であると学長が認める場合は、別段の取り扱いをすることができる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、クロス・アポイントメント制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年7月8日から施行する。

附 則 (平成30年3月19日一部改正：法人和歌山大学規程第2038号)

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2243号)

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2542号）

この改正規則は、令和5年4月1日から施行する。

クロス・アポイントメント制度に関する規程

(別紙様式)

年 月 日

学 長 殿

部 局 長 等 名

クロス・アポイントメント制度適用申請書

国立大学法人和歌山大学クロス・アポイントメント制度に関する規程第3条の規定に基づき、
下記のとおり申請します。

対 象 者	氏 名	
	所 属	
	職 名	
相手先機関	名 称	
	主たる事業	
適 用 内 容	期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
	本学における 業務内容	
	相手先機関に おける業務内容	
	従事する業務割合	本学 ○○ % : 相手先機関 ○○ %
申 請 理 由 等		